



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 39 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 40 " (")
- 41 生活保護法による医療機関の指定 (")
- 42 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会推進課)
- 43 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (")
- 44 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定 (")
- 45 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (")
- 46 身体障害者福祉法による医師の指定 (障害福祉課)
- 47 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (")
- 48 救急病院の認定 (医務課)
- 49 県営土地改良事業の事業計画の変更 (農村計画課)
- 50 有田川町営土地改良事業(基盤整備促進事業中峯地区)の変更協議の適否決定等 (")
- 51 保安林の指定 (森林整備課)
- 52 " (")
- 53 " (")
- 54 保安林の指定予定の通知 (")
- 55 保安林の指定の解除予定 (")
- 56 建設業の許可の取消し (技術調査課)
- 57 新道路の供用開始 (道路保全課)
- 58 道路の区域変更 (")
- 59 " (")
- 60 新道路の供用開始 (")
- 61 道路の区域変更 (")
- 62 新道路の供用開始 (")
- 63 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 64 " (")
- 65 " (")
- 66 " (")
- 67 " (")
- 68 公有水面埋立て工事のしゅん功認可 (管理整備課)

○ 公告

和歌山県職員研修業務委託に係る事前説明会について

(人事課)

○ 監査公表

- 監査公表第1号
- 監査公表第2号
- 監査公表第3号

告 示

和歌山県告示第39号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年1月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
岩薬 1-18	ジップドラッグ東洋岩出薬局	岩出市野上野98-3	平成 18.10.31

和歌山県告示第40号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年1月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
御薬 19-17	日本調剤御坊薬局	御坊市湯川町財部722-5	平成 18.11.30

和歌山県告示第41号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年1月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
岩薬 2-18	ジップドラッグ東洋岩出薬局	岩出市野上野98-3	平成 18.11.1

和歌山県告示第42号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定

により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、
同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成19年1月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	氏名 (法人の場合にあっては、申請者の名称)	住所 (法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地)	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3070105774	株式会社明成	和歌山市市小路132番地の15	神農智也	ライフケアそよかぜ	和歌山市市小路132番地の15	訪問介護	平成19.1.1 平成24.12.31

和歌山県告示第43号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同

法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成19年1月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3070105790	株式会社なだいコーポレーション	紀の川市打田131番地37	灘井寿夫	居宅介護支援わかやま	和歌山市関戸5丁目7番16号	居宅介護支援	平成19.1.1 平成24.12.31
3070105808	有限会社西日本マインド	和歌山市布引936-1	武田慎介	なぐさケアプランセンター	和歌山市布引936-1	居宅介護支援	平成19.1.1 平成24.12.31
3071500288	有限会社プライムタイム	有田市箕島22-1	木村公美	ひまわりケアサービス	有田市箕島22-1	居宅介護支援	平成19.1.1 平成24.12.31
3071500338	社会福祉法人きたば会	有田郡広川町下津木1105-5	北波利雄	ひろの里ありだ	有田市糸我町中番224-2	居宅介護支援	平成19.1.1 平成24.12.31

和歌山県告示第44号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、

で、同法第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成19年1月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	氏名 (法人の場合にあっては、申請者の名称)	住所 (法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地)	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3072000098	社会福祉法人博愛会	御坊市名田町野島1番地9	小林隆弘	日高博愛園デイサービスセンター	御坊市名田町野島1番地9	介護予防通所介護	平成19.1.1 平成24.12.31

和歌山県告示第45号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53

条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第

78条第1号及び第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

和歌山県知事 仁坂吉伸

平成19年1月16日

指定事業者番号	氏名 〔法人の場合にあっては、申請者の名称〕	住所 〔法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地〕	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 〔指定の有効期間の満了の日〕
3070105758	株式会社近畿K.N.M.	和歌山市園部1670-105	沼田廣	モモ	和歌山市園部1670-105	訪問介護・介護予防訪問介護	平成19.1.1 〔平成24.12.31〕
3070105766	株式会社なだいコーポレーション	紀の川市打田131番地37	灘井寿夫	ヘルパーステーションわかやま	和歌山市関戸5丁目7番16号	訪問介護・介護予防訪問介護	平成19.1.1 〔平成24.12.31〕
3072500543	東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合	東牟婁郡太地町太地2281番地	三軒一高	養護老人ホーム南紀園	東牟婁郡太地町太地2281番地	訪問介護・介護予防訪問介護・特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	平成19.1.1 〔平成24.12.31〕
3060190497	株式会社なだいコーポレーション	紀の川市打田131番地37	灘井寿夫	訪問看護ステーションわかやま	和歌山市関戸5丁目7番16号	訪問看護・介護予防訪問看護	平成19.1.1 〔平成24.12.31〕
3050180110	医療法人青松会	和歌山市島橋東ノ丁1-11	田村公之	介護老人保健施設パインドーム	和歌山市松江東2丁目4-26	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	平成19.1.1 〔平成24.12.31〕
3070105782	株式会社大地	和歌山市吐前495番地	武田宏美	デイサービスセンター和が家	和歌山市吐前495番地	通所介護・介護予防通所介護	平成19.1.1 〔平成24.12.31〕
3071400604	医療法人久生会山本クリニック	海南市名高506-4	山本尚夫	デイサービスつどいの家	海南市且来646	通所介護・介護予防通所介護	平成19.1.1 〔平成24.12.31〕

和歌山県告示第46号

平成19年1月16日

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	指定年月日	診断する身体障害の種類														
					視覚	聴覚	平衡	言語	音声	そしゃく	肢體	心臓	腎臓	呼吸	又はぼうこう直腸	小腸	免疫		
大城治	整形外科	医療法人南労会紀和病院	橋本市岸上18番地の1	平成18.12.20								○							
笹岡隆一	整形外科	南和歌山医療センター	田辺市たきない町27-1	平成18.12.20								○							

丸山晋右	内科	国保日高総合病院	御坊市藪116-2	平成18.12.20								○					
山出尚久	外科	国保古座川病院	東牟婁郡串本町古座1035	平成18.12.20													○ ○
石口宏	神経内科	新宮市立医療センター	新宮市蜂伏18-7	平成18.12.20			○	○	○	○							
萩野恵三	泌尿器科	国保日高総合病院	御坊市藪116-2	平成18.12.20													○

和歌山県告示第47号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成19年1月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3012200345	はまゆう作業所	田辺市上屋敷二丁目18-6	就労継続支援（A型）	知的障害 身体障害 精神障害	特定非営利活動法人はまゆう作業所	田辺市上屋敷二丁目18番6号	平成19.1.1	平成24.12.31

和歌山県告示第48号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、救急病院を次のとおり認定した。

平成19年1月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

名称	所在地	有効期限
医療法人曙会 和歌浦中央病院	和歌山市塩屋6丁目2番70号	平成22.1.6

和歌山県告示第49号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営一般農道整備事業鳥屋城地区につき土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、この旨を公告し、土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成19年1月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 縦覧に供する書類

県営一般農道整備事業鳥屋城地区の土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成19年1月17日から平成19年2月14日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農村計画課、有田振興局建設部農林道課及び有田川町産業課（金屋庁舎）

和歌山県告示第50号

有田川町営土地改良事業（基盤整備促進事業中峯地区）の変更協議については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、当該協議を適当と決定したので、同法第96条の3第5項及び同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、この旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年1月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 縦覧に供する書類

- (1) 土地改良事業計画書の写し
- (2) 条例の写し

2 縦覧期間

平成19年1月17日から平成19年2月14日まで

3 縦覧場所

有田川町産業課（金屋庁舎）

和歌山県告示第51号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成19年1月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 田辺市伏菟野字目吉良504（次の図に示す部分に限る。）

- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第52号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成19年1月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 日高郡みなべ町市井川字下木臺谷1281(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字下木臺谷1281(次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第53号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成19年1月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 日高郡みなべ町西本庄字東野中1636の8、1636の9、1637の1、1637の2、1638の1(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字東野中1636の8、1636の9、1637の1、1637の2、1638の1(次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第54号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年1月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市本宮町下湯川字小房子574(次の図に示す部分に限る。)、575、576(次の図に示す部分に限る。)、本宮町曲川字道明記277、本宮町久保野字西畑942、944、946から950まで、970、本宮町平治川字下西畑442から450まで、465、字上西畑467、470、473、474、475の5、484の2、485から488まで
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第55号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年1月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所 日高郡美浜町大字吉原字大松原958(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 潮害の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所 日高郡美浜町大字吉原字大松原958(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び日高振興局並びに美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第56号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき、次の者について建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成19年1月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 取消し年月日 平成19年1月5日
- 2 取消しを受けた者
- (1) 商号 紀南架設
- (2) 代表者氏名 笠松洋一
- (3) 主たる営業所の所在地 田辺市南新万4-6-303
- (4) 建設業許可番号 和歌山県知事許可(般-14)第12430号
- 3 取消しの原因となった事実
- 許可に係る建設業者の死亡
- このことが、建設業法第29条第1項第4号に該当するものである。

和歌山県告示第57号

平成10年和歌山県告示第863号(道路の区域変更)で区域を変更した道路のうち和歌山市栗栖字徳井3番12地先から同市栗栖字前田363番2地先までの延長314.00メートルについては、平成19年1月19日をから供用を開始する。

平成19年1月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第58号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年1月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 主要県道

2 路線名 御坊美山線

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考 メートル
御坊市湯川町財部633番3地先から同市藤田町吉田字大河原324番1地先まで	旧	8.60 } 19.20	2,049.42	大前橋 L=5.94 神田橋 L=7.90
同上	新	12.30 } 19.20	2,049.42	大前橋 L=5.94 神田橋 L=7.90

和歌山県告示第59号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年1月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 上富田南部線

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考 メートル
田辺市秋津町字田尻1386番地先から同市稲成町字惑在2018番1地先まで	旧	1.00 } 33.50	3,730.80	秋津川田辺線と重用 L=1171.30
田辺市秋津町字田尻1406番6地先から同市稲成町字惑在1972番3地先まで	新	4.10 } 34.00	3,309.00	秋津川田辺線と重用 L=132.00 惑在橋 L=15.50 佐向谷小橋 L=3.50

和歌山県告示第60号

平成19年和歌山県告示第59号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成19年1月16日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年1月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第61号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年1月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 古井西の地線

区 間	新旧の別	敷地の幅員		延長	備考
		メートル	メートル		
日高郡印南町古井字墳垣内117番1地先から同町古井字墳垣内111番1地先まで	旧	7.50	14.20	64.50	
同上	新	7.50	14.20	64.50	
同上	新	7.50	14.50	73.00	

和歌山県告示第62号

平成19年和歌山県告示第61号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成19年1月16日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年1月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第63号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年1月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者所名	指定年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2904	海南市大野中字玉田607番5、607番9、624番12、625番1の一部、625番3の一部、626番3の一部、626番4の一部	海南市幡川229番地1 辻井治	平成18.12.27	6.00	115.55
				4.20	18.05
	海南市幡川字藤原212番2の一部、212番3、213番1の一部、水路				

和歌山県告示第64号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年1月16日

指定番号	指定位置	申請者所名	指定年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2909	岩出市中迫字尾崎25番1の一部	和歌山市上町85番の1 小柳隆男	平成18.12.28	6.00	50.25

和歌山県告示第65号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年1月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者所名	指定年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2895	橋本市東家1丁目408-1の一部、408-3の一部、410-11の一部、462の一部	奈良県五條市田園2丁目2番地の1 株式会社井上地所 代表取締役 井上猛	平成18.12.28	4.00	20.99
				5.00	
				5.00	45.35
				5.00	20.00

和歌山県告示第66号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年1月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者所名	指定年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2898	紀の川市南中字曾里101-8の一部、103の一部、104の一部	和歌山市西庄343番地の26 長尾産業株式会社 代表取締役 長尾誠	平成18.12.28	6.00	50.43
	紀の川市北中字中嶋176-3の一部、176-4の一部				

和歌山県告示第67号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年1月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者所名	指定年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2922	海南市岡田字	海南市岡田95	平成	4.20	10.64

尻神315番6、 315番7	5番地 谷口一也	19.1.4		
-------------------	-------------	--------	--	--

和歌山県告示第68号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、同条第3項の規定により、関係図書を新宮市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧に供する。

平成19年1月16日

新宮港港湾管理者和歌山県

代表者

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 しゅん功認可を受けた者

- (1) 所在地 和歌山県新宮市井の沢1番30号
- (2) 名称 新宮市土地開発公社
- (3) 代表者住所 和歌山県新宮市新宮2507番地
- (4) 代表者氏名 理事長 中村勇一

2 埋立区域

(1) 位置 第2工区

和歌山県新宮市佐野字秋津野2090番1の地先公有水面

(2) 区域 第2工区

次の各地点のうち⑤の地点から⑦の地点までを順次に結んだ線及び⑤の地点と⑦の地点を結ぶ平成8年の秋分の満潮位(D.L.+1.52メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

⑦の地点 工業用地防波護岸南端隅角部の上部工の設標(北緯33度40分44.885秒、東経135度58分35.267秒から225度16分55秒481.128メートルの地点)

⑥の地点 ⑦の地点から 109度05分16秒302.750メートルの地点

④の地点 ⑥の地点から 199度05分16秒202.873メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 289度05分16秒318.140メートルの地点

(3) 面積 第2工区 63,406.14平方メートル

3 埋立地の用途

保管施設用地、道路用地

4 公有水面埋立免許の年月日及び番号

平成9年12月1日和歌山県指令8港第464号

5 しゅん功認可年月日 平成19年1月4日

公 告

公 告

和歌山県職員研修業務について、プロポーザル方式により委託業者の選定を行うに当たり、参加希望者に対する事前説明会を次のとおり実施する。

平成19年1月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 概要

(1) 委託業務名

和歌山県職員研修業務

(2) 業務内容

和歌山県職員(教員等を除き、県が受講を認めた県職員以外の者を含む。)に対する研修の企画、実施・運営及び評価等に関する業務

(3) 契約予定期間

平成19年4月1日から平成22年3月31日まで

(4) 説明会開催日時及び場所

日時 平成19年2月1日(木)午後2時から

場所 和歌山市和歌浦西二丁目1番地22 和歌山県職員研修所1階

(5) プロポーザルの実施方法(予定)

企画書等の提出

企画書の提出期限 平成19年2月23日(金)午後5時まで

(6) 留意事項

事前説明会に参加していない者がプロポーザルに参加することはできないものとする。

2 事前説明会参加の手続に関する事項

(1) 担当課

郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県総務部総務管理局人事課人材育成班
電話番号 073-441-2138(直通)
ファクシミリ番号 073-432-4600(直通)

(2) 事前説明会参加のための手続

事前説明会への参加を希望する者は、平成19年1月31日(水)午後5時までに担当課に連絡のうえ、事前説明会開催日時に開催場所において、受付を済ませること。

3 事前説明会への参加の資格要件に関する事項

事前説明会に参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者

(4) 国税、県税及び市町村税について滞納していない者

(5) 和歌山県の職員全般にわたる総合的な研修業務を実

施することができる法人

(6) 過去3年間に和歌山県又は他の都道府県若しくは政令指定都市と職員研修の受託契約を締結し、適正に履行した実績のある法人

4 その他

このプロポーザルは、平成19年2月和歌山県議会において、平成19年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更するものとする。

監査公表

和歌山県監査公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項及び第7項の規定により、平成18年11月30日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成19年1月16日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
 和歌山県監査委員 築 野 富 美
 和歌山県監査委員 門 三 佐 博
 和歌山県監査委員 小 原 泰

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関 名	監 査 実 施 年 月 日
西牟婁振興局総務室	平成18年11月30日
西牟婁振興局健康福祉部	"
西牟婁振興局産業振興部	"
西牟婁振興局建設部	"
紀南県税事務所	"
和歌山県紀南児童相談所	"
南紀白浜空港管理事務所	"
和歌山県立田辺高等学校・中学校	"
社会福祉法人和歌山県福祉事業団(南紀福祉センター・古座あさかぜ園)	"
財団法人紀南環境整備公社	"

2 監査の結果

(1) 懸案・改善事項

西牟婁振興局健康福祉部

母子寡婦福祉資金貸付金の平成17年度末における未償還金は、約709万7,000円で、平成16年度末と比べ約44万8,000円の増加となっている。

今後も、未償還金の債権管理に努められるとともに、貸付時などにおける償還指導には引き続き適切に対応し、新規未償還金の発生防止に努められたい。

西牟婁振興局建設部

平成18年5月末現在の公営住宅使用料(公営住宅・駐車場)収入未済額は、約3,177万円(公営住宅3,004万円、駐車場173万円)となっており、前年度に比べ約256万円の増加となっている。

今後も、滞納者等に対し、納付誓約の履行を遵守させるなど納付指導を強化するとともに、大口滞納者や悪質滞納者に対しては、厳正な法的措置の適用を図るなど、債権管理に努められたい。

紀南県税事務所

県税の収入確保については、組織的に努力されており、平成17年度末の収入未済額(個人県民税を除く。)は約2億3,741万円(前年度末に比べ約2,190万円の減少)と、3年続けて減少している。

今後とも、継続的な交渉・資産調査等を行い滞納者の現況把握に努め、調査結果に基づく厳格な差押えを実行するなど滞納整理の強化を図り、県税の収入確保に一層努力され、債権管理に努められたい。

また、個人県民税については、関係市町とより一層連携を深め、悪質な案件については地方税法第48条に基づき市町から徴収の引継ぎを行うなど、協力体制の強化を図り、県税の収入確保に努められたい。

和歌山県紀南児童相談所

平成17年度末における児童福祉施設負担金の未収金は12件で約568万円となり、前年度と比べ件数で3件、金額で約95万円の増加となっている。

担当者は、よく戸別訪問をするなど努力の跡がうかがわれるが、未収金は依然として増加傾向にある。今後とも障害福祉課と債権管理の方策について十分協議を進めるとともに、納付指導の徹底に努められたい。

(2) 上記以外の機関においては、事務の執行は、適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成18年11月22日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成19年1月16日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
 和歌山県監査委員 築 野 富 美
 和歌山県監査委員 門 三 佐 博
 和歌山県監査委員 小 原 泰

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関 名	監 査 実 施 年 月 日
和歌山県立田辺高等技術専門学校	平成18年11月22日
教育委員会給与課西牟婁分室	"
和歌山県立田辺工業高等学校	"
和歌山県立神島高等学校	"
和歌山県立南紀高等学校	"
和歌山県立熊野高等学校	"
和歌山県立南紀養護学校	"
和歌山県立はまゆう養護学校	"
和歌山県教育センター学びの丘	"

和歌山県田辺警察署	〃
和歌山県白浜警察署	〃

2 監査の結果

上記の機関においては、事務の執行は、適正であると認められた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第3号

平成18年11月2日付け監査報告第13号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成19年1月16日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
 和歌山県監査委員 築 野 富 美
 和歌山県監査委員 門 三 佐 博
 和歌山県監査委員 小 原 泰

1 監査対象機関名 和歌山県公営競技事務所

2 監査実施年月日 平成18年10月12日

3 監査の結果

平成5年度に発生した横領事件に係る弁償金について、平成17年度末における返済状況は下記のとおりである。引き続き未納者の収入状況等を十分把握の上、定期的な納入指導を行うなど、債権管理に努められたい。

記

平成17年度の状況 (単位：円)

調定額	収入済額	収入未済額
200,914,243	135,000	200,779,243

4 監査の結果に基づき講じた措置

県としては、まず元金を弁償させることに努力したいと考え、債権管理に努めている。現在、2名のうち1名は毎月1万円ずつ、もう1名は月5千円の返済を実施している。今まで以上に債務者を密に訪問し、返済するように指導していく。